介護支援専門員証の更新手続きの徹底について

県からの重要なお知らせです。必ずお読みください。

介護支援専門員証の更新には、県への申請が必要!!

- ・介護保険法第69条の8では、「介護支援専門員証の有効期間は、申請により 更新」する規定となっており、更新研修や専門研修を受講しただけでは有効 期限は更新されません。
- ・<u>有効期間満了日前までに更新手続きが完了するよう、余裕を持って申請して</u> ください。
- ・有効期間満了日前までに更新手続きが行われなかった場合は、更新に必要な 研修を受講されていても、改めて、「介護支援専門員再研修」を受講していただく ことになります。

郵送で更新書類を提出する際は、必ず「簡易書留」等の利用を!!

- ・有効期間満了後に届いた申請書類は、受理できません。
- ・郵送についてのトラブルを防止するため、必ず「簡易書留」など配達記録で送付を証明できる方法で郵送してください。

専門員証の更新をせずに業務に従事した場合は、登録消除!!

- ・更新手続きを行わず、専門員証の交付を受けていない者が、介護支援専門員として 業務を行った場合は、県が管理する名簿から、その者の登録を消除しなければなり ません(介護保険法第69条の39第3項)。
- ・この場合、5年間は、再度介護支援専門員として登録することはできません。また、 事業所については、介護報酬の返還を求められる場合があります。

【介護支援専門員の登録・更新についての問合せ・申請先】 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 長寿社会課 介護人材確保推進班

TEL: 095-895-2440

介護保険法抜粋

介護支援専門員の定義

(介護保険法(以下「法」という)第7条第5項)

介護支援専門員とは、・・(略)・・要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして・・(略)・・<u>介護支援専門員証</u>の交付を受けたものをいう。

(法69条の7第3項第3号)

介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。

介護支援専門員証の有効期間の更新

(法69条の8第1項)

介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。

介護支援専門員証の提示

(法69条の9)

介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、<u>介護</u> 支援専門員証を提示しなければならない。

登録の消除

(法69条の39第3項3号)

介護支援専門員の登録を受けている者で、介護支援専門員証の交付をうけていない ものが、介護支援専門員として業務を行った場合には、当該登録をしている都道府県 知事は、当該登録を消除しなければならない。